

平成19年度小矢部市人事行政の運営等の状況

小矢部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小矢部市条例第2号）第6条の規定に基づき、平成19年度における小矢部市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部項目については、平成20年4月1日現在の状況等を公表します。

平成20年10月31日

小矢部市長 桜井 森 夫

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（各年4月1日現在）

（単位：人）

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	
	総務企画・税務	77	72	△5	指定管理者制度の導入
	民生・衛生	114	106	△8	退職者不補充、保育所民間移譲
	商工・労働	7	8	1	企業立地事務の充実
	農 林 水 産	16	15	△1	事務見直し
	土 木	15	15	0	
	小 計	234	221	△13	
特 別 行 政 部 門	教 育	45	38	△7	退職者不補充、指定管理者制度の導入
	消 防	38	38	0	
	小 計	83	76	△7	
公 営 企 業 等 の 部 門	水道・下水道	13	13	0	
	そ の 他	8	9	1	総務部門からの移動（後期高齢者広域連合）
	小 計	21	22	1	
合 計		338	319	△19	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(2) 定員適正化計画

市では簡素で効率的な行政を推進するため、平成 16 年度に策定した新しい定員適正化計画に基づき、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

①定員適正化の目標

小矢部市行財政改革大綱において平成 17 年度から 10 年後の平成 26 年度に定数内職員数 300 人（注 1）体制を定員管理の数値目標に掲げ、これを受け、小矢部市職員定員管理計画は、平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間の計画を策定し、54 人の削減を計画しました。

（注 1）定数外職員（派遣職員など）を含めると 305 人

②定員適正化計画の進捗状況（定数外職員を含む）

（各年 4 月 1 日現在）

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	計
目 標 値		362 人	358 人	348 人	332 人	321 人	316 人	
職 員 数	370 人	362 人	355 人	338 人	319 人			
対 前 年 比	(基準)	△8 人	△7 人	△17 人	△19 人			△51 人

≪前回の定員適正化計画の実績（定数外職員を含む）≫

（各年 4 月 1 日現在）

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	計
職 員 数	395 人	388 人	387 人	379 人	370 人	
対 前 年 比	(基準)	△7 人	△1 人	△8 人	△9 人	△25 人

③適正化の手法

- ・組織の統廃合
- ・事務事業の見直し
- ・指定管理者制度及び民間委託の推進 等

(3) 採用の状況（平成 19 年度）

①市長部局等 6 名採用（競争試験 70 名、選考 15 名）

②消防本部 2 名採用（競争試験 8 名、選考 5 名）

※ 「市長部局等」には市長部局、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、企業局を含みます。（以下同じ）

(4) 昇任の状況（平成 19 年度）

①市長部局等

一般職員 26 名（部長：1 名、次長：2 名、室長：2 名、課長：3 名、課長補佐：8 名、主査：10 名）

②消防本部等

消防職員 9 名（消防長：1 名、署長：1 名、課長：3 名、課長補佐：2 名、主査 2 名）

※（ ）内は昇任後の階層等毎に分類したもの

(5) 退職の状況（平成 19 年度）

- ①市長部局等 25 名退職
- ②消防本部 2 名退職

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (H20.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 18年度の 人件費率
19 年度	人 33,070	千円 12,447,883	千円 571,810	千円 2,732,534	% 22.0	% 22.3

※1 普通会計とは、企業局を除く市事業全般を行うための会計をいいます。

※2 人件費には、一般職員、幼稚園の教員、消防職員に支給される給与・共済費及び市長・議員等に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
20 年度	人 302	千円 1,198,458	千円 174,334	千円 489,137	千円 1,861,929	千円 6,165

※1 職員手当には、退職手当を含みません。

※2 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	347,363 円	388,638 円	45.3 歳
技能労務職	284,469 円	297,824 円	49.8 歳

※1 「一般行政職」とは、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職、教育職を除く職員です。（以下同じ）

※2 平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当等の諸手当を加えたものの平均月額です。

(4) 職員の初任給の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区 分		小矢部市	富山県
		決定初任給	決定初任給
一 般 行 政 職	大学卒	172,200 円	178,800 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円
消 防 職	高校卒	151,500 円	

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成20年4月1日現在）

区分		経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒		265,500円	309,800円	374,000円
	高校卒		該当なし	該当なし	該当なし
消防職	高校卒		250,900円	280,900円	該当なし
技能労務職	高校卒		該当なし	251,600円	259,200円
	中学卒		該当なし	該当なし	該当なし

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任	主査	課長補佐	課長	部長次長	
職員数	2人	26人	39人	23人	28人	17人	8人	143人
構成比	1.4%	18.2%	27.3%	16.1%	19.5%	11.9%	5.6%	100%

※1 小矢部市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況

区分	小矢部市			富山県			
	(平成19年度支給割合)			(平成19年度支給割合)			
期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.40月分	0.725月分	6月期	1.40月分	0.725月分	
	12月期	1.60月分	0.775月分	12月期	1.60月分	0.775月分	
	計	3.00月分	1.50月分	計	3.00月分	1.50月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置			有	職制上の段階、職務の級等による加算措置		

※ 期末手当の月数は給料及び扶養手当を基礎とする月数をいい、勤勉手当の月数は給料基礎とする月数をいいます。

区 分	小 矢 部 市			富 山 県		
退職手当	(平成 20 年 4 月 1 日支給率)			(平成 20 年 4 月 1 日支給率)		
		自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
	自己都合	勸奨その他				
1 人当たり 平均支給額	1,619 千円	23,285 千円				

※ 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 19 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当 (平成 19 年度)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		24.8 %
	支給対象職員 1 人当たり平均支給年額		12,472 円
	手当の種類 (手当数)		11 種類
	代 表 的 な 手 当 の 名 称	支給額の多い手当	深夜勤務手当
			救急出動手当
多くの職員に支給されている手当		深夜勤務手当	
		救急出動手当	
		市税賦課徴収手当	

時 間 外 勤 務 手 当	平成 19 年度	支 給 総 額	52,323 千円
		職員 1 人当たり支給年額	220 千円
	平成 18 年度	支 給 総 額	63,545 千円
		職員 1 人当たり支給年額	269 千円

※ 平成 19 年度職員 1 人当たり支給年額
 = $\frac{\text{平成 19 年度支給総額 (普通会計)}}{\text{平成 19 年 4 月 1 日職員数 (管理職を除く普通会計職員)}}$

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容	県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容
扶養手当	(1) 配偶者 13,000 円 (2) 配偶者以外 ① 1 人につき 6,500 円(職員に配偶者が ない場合は、そのうち 1 人につ いて、11,000 円) ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度 末までの間にある子 1 人につき、 5,000 円を加算	異なる	○県の制度 (2) 配偶者以外 ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度 末までの間にある子 1 人につき、 5,200 円を加算
住居手当	(1) 借家等 ① 家賃 23,000 円以下の場合 家賃 - 12,000 円 ② 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + (家賃 - 23,000 円) / 2 (最高限度額 27,000 円) ③ 自宅 2,500 円(新築・購入後 5 年間 に限る)	異なる	○県の制度 (1) 借家等 ① 家賃 20,000 円以下の場合 家賃 - 9,000 円 ② 家賃 20,000 円を超える場合 11,000 円 + (家賃 - 20,000 円) / 2 (最高限度額 27,000 円) ③ 自宅 3,200 円
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1 箇月当たり 55,000 円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000 円 ~ 24,500 円	異なる	○県の制度 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,600 円 ~ 35,000 円

(8) 特別職の報酬等の状況

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料・報酬月額	区 分		19 年度支給割合
給 料	市 長	830,000 円	期末手当	市 長	6 月期 1.60 月分 1 2 月期 1.75 月分 計 3.35 月分
	副市長	710,000 円		副市長	
	教育長	610,000 円		教育長	
報 酬	議 長	445,000 円		議 長	
	副議長	390,000 円		副議長	
	議 員	360,000 円		議 員	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

平成 20 年 4 月 1 日現在の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
休憩時間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

※1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員（各種施設、消防本部等）は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

※2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申し出により、休憩時間を 4 5 分以上 1 時間未満とすることができます。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、小矢部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区 分	休暇(休業)期間等 (1年あたり)	平成 19 年の取得状況	
		市長部局等	消防本部
年次休暇	20 日	平均 6.6 日	平均 10.2 日
夏季休暇	5 日以内	平均 3.6 日	平均 4.0 日
ボランティア休暇	5 日以内	取得者 0 人	取得者 0 人
子の看護休暇	5 日以内	取得者 0 人	取得者 0 人
育児時間	1 日を通じて 9 0 分以内	取得者 0 人	取得者 0 人
病気休暇	原則、3 月以内	取得者 14 人	取得者 3 人
介護休暇	6 月以内	取得者 0 人	取得者 0 人
育児休業	子が 3 歳に達する日までの期間	取得者 (開始) 3 人	取得者 0 人
部分休業	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1 日を通じて 2 時間以内	取得者 0 人	取得者 0 人
育児短時間勤務	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、希望する勤務形態を選択	取得者 0 人	取得者 0 人
自己啓発等休業	在職期間、勤務成績等の条件を満たす職員で、3 年以内	取得者 0 人	取得者 0 人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成 19 年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 級	合 計
市長部局等	0 人	0 人	2 人	0 人	2 人
消防本部	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合 計	0 人	0 人	2 人	0 人	2 人

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成 19 年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
市長部局等	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
消防本部	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合 計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成 19 年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免 除 の 事 由	承認件数
研修を受ける場合	0 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	176 件
その他任命権者が特に必要と認める場合	32 件
合 計	208 件

※ 市職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

平成19年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許 可 の 基 準	許可件数
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	46件

※ 市職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

6 職員の研修の状況

平成19年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

市長部局等

区分	研 修 名	開講時間 及び日数	修了者数
研 職 修 場	接遇リーダー研修	2日	14人
	救命講習会	3時間	47人
	メンタルヘルス研修	1.5時間	280人
階 層 別 研 修	新任職員研修	2日	7人
	市町村新任職員研修（前期）	4日	4人
	市町村新任職員研修（後期）	3日	4人
	中堅職員研修	1日	11人
	中堅職員継続課程研修	2日	4人
	中堅職員基礎課程研修	3日	9人
	主任研修（法制執務研修）	2日	5人
	新任係長研修	3日	5人
	現任係長研修	3日	4人
	新任主幹研修	2日	9人
	新任所属長研修	2日	3人
	現任課長研修	3日	1人
	管理職研修（人事評価研修）	1日	85人
	管理職研修（人権啓発研修）	1.5時間	23人
	管理職研修（メンタルヘルス）	1.5時間	31人

一 般 研 修	「管理者」特別研修	4時間	1人
	人事評価者研修	1日	3人
	管理者（合同）研修	1.5時間	3人
	「研修担当者」特別研修	2.5時間	1人
	接遇研修	2時間	6人
	技術職員研修	2時間	10人
	創造性開発研修	2日	2人
	パソコン研修(Access2003 基礎・応用)	1日	7人
特 別 派 遣 研 修	自治大学校	48日	1人
	国土交通大学校	11日	1人
	全国建設研修センター	5日	1人
	市町村職員中央研修所	2～10日	7人
	全国市町村国際文化研修所	2～10日	5人
	財団法人地域活性化センター	1～26日	2人
	金沢市職員研修所（異業種交流研修）	2日	1人
	行政視察研修	1～2日	2人
	チャレンジ研修	1～2日	5人
	消防大学校	5日	1人
合 計			605人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の安全衛生関係及び利益の保護の状況

労働安全衛生法に基づき、各種健康診断を実施しています。

○健康診断実施状況

・平成19年度 決算額 2,201千円

健康診断名称	対象者	実績等
定期健康診断	全職員	421人
特殊健康診断	学校給食センター調理員	17人
	石綿取扱作業（前任者含む）	18人

○メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策

・平成19年度 決算額 92千円

区分	内容	実績等
メンタルヘルス 研 修	全職員対象（講師：産業カウンセラー）	280人
	管理職対象（講師：産業医）	31人

(2) 厚生制度

職員の勤務能率の向上や元気回復などを目的として、職員の掛金と公費によって運営する互助会が主体となって厚生事業を行っています。

○小矢部市職員互助会による職員に対する厚生事業

- ・平成19年度 決算額 7,157千円 (公費負担率25.83%)
- ・一人あたりの公費補助額 5,422円
- ・補助金決算額 1,849千円
- ・会員掛金 給料月額 × 0.2% × 12月

・会員掛金と公費補助で運営している事業

事業名称	事業概要	内容	実績
健康増進事業	小旅行	1人あたり 10,200円(実績)	163人
	健康体操	1人あたり 1,783円(実績)	129人
	メンタルヘルス対策	1人あたり 1,125円(実績)	280名

・会員掛金のみで運営している事業

事業名称	事業概要、対象者	内容	実績
結婚祝金	結婚した者	50,000円	2人
出産祝金	出産した者(妻が出産した者含)	30,000円	8人
香典	同居の家族が死亡した者	10,000円	15人
病気見舞金	1週間以上の入院等のとき	10,000円	16人
退職記念品	退職者	旅行券 別途計算	27人
永年勤続記念品	勤続30年及び20年の者	旅行券 30年:5万円 30年:3万円	18人
クラブ活動助成金	クラブ活動の運営助成	別途計算	13クラブ
人間ドック助成金	人間ドック利用者	5,000円限度	12人
通信教育助成金	通信教育修了者	3,000円	5人

(3) 共済制度

職員の共済組合制度は、地方公務員等共済法に基づき、組合員(職員)とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として富山県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

○共済組合の事業

- ・共済組合には、法令に基づき、負担金として、平成19年度負担金 338,747千円 支出しています。

短期給付事業…組合員とその家族の病気・けが・出産に対して必要な給付を行うもの。
長期給付事業…組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行うもの。
福祉事業 …組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付けなどを行うもの。

8 勤務条件に関する措置の状況

なし

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

なし